

令和8年度 事業計画

公益財団法人滋賀県環境事業公社

1 基本方針

公社は、これまで県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場クリーンセンター滋賀の安全・安心な運営を通じて、

「一. 産業廃棄物の安全かつ適正な処分の推進」、

「二. 廃棄物の適正処理および3Rの取組推進」、

「三. 県民の生活環境保全・改善の促進」

を柱とする取り組みを進めてきました。

産業廃棄物の受け入れは、15年間という当初からの計画とおり令和5年(2023年)10月31日をもって終了しておりますが、処分場が廃止できるまで引き続き、環境保全対策等施設の適正な維持管理を行っていく必要があります。

また、令和4年度(2022年度)に策定した中期経営計画は、本年度が最終年度となりますので、計画が完遂できるよう、借地の返還に向けた取り組み等を着実に進め、センターの適切な運営を行っていきます。

そのほか、事故防止やコンプライアンスの徹底を図りながら、最終処分場の社会的な信頼性を高めるため定期的な情報公開により、安全と安心を第一に開かれた経営を行います。

令和8年度(2026年度)における事業計画は、次のとおりです。

2 事業計画

【一. 産業廃棄物の安全かつ適正な処分の推進】

(1)安全・安心な施設運営

産業廃棄物の受け入れは終了していますが、今後も水処理や発生ガス対策等の環境保全対策を適正に行うとともに、これらに関する情報を積極的に公表するなど安全で安心な施設運営を行います。

①クリーンセンター滋賀および甲賀埋立処分場の適正な管理

クリーンセンター滋賀においては、埋立終了届の提出に向けて引き続き覆土および排水路工事を行います。また、事務所機能を浸出水処理施設棟内に移転し管理棟を解体撤去します。その他は、借地である処分場用地を地権者に返還するための植樹工事を行います。

平成10年に埋立を完了した甲賀埋立処分場においては、引き続き浸出水処理等の適正な管

理を行います。

②エコアクション21への取組

平成22年(2010年)3月からエコアクション21の認証を継続して受けており、今後も環境経営を推進していきます。

③「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」による検証

地域住民、学識経験者、事業者および関係行政等で組織された「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」を定期的に開催し、水質調査結果などについて検証を行います。

④情報公開

クリーンセンター滋賀での河川水、地下水の水質などの周辺環境調査の結果についてホームページ等で定期的に公開します。

⑤「クリーンセンター滋賀だより」による情報発信

「クリーンセンター滋賀だより」を発行し、処分場の状況、水質管理や臭気対策等の環境保全対策の状況、その他公益事業の取組状況を紹介します。

(2)施設の視察受入

クリーンセンター滋賀の産業廃棄物の適正処理や安全性について広く理解を深めていただくため、地元住民や関係機関等の視察受入を行います。

【二、廃棄物の適正処理および3Rの取組推進】

(1)廃棄物に関する研修会等の実施

①出前講座の実施

小学生から県民や事業者等を対象に、3Rの推進や廃棄物と環境問題との関わりなどについて理解を深めるための出前講座を実施します。

②処分場での現地研修会等の実施

環境問題を学び、または環境問題に関心のある学生や企業の新人職員等のフィールドワークの一環として、廃棄物を巡る課題や実態等の理解を深めるため、学校や企業等のニーズやカリキュラムに応じた実地研修会を実施します。

③研修会の共催等

公益社団法人滋賀県環境保全協会などの関係団体との協働の下、産業廃棄物処分の現状と課題などについて体系的に学び、廃棄物の適正処理や循環型社会の形成へ向けて廃棄物に係る法体系、内容等について理解してもらうために、その目的を同じくする関係団体と廃棄物に係る法体系等に関する研修会を共催等で行います。

(2)講習会等への講師の派遣

廃棄物処理事業に知見を有する公社職員の人材を活用し、産業廃棄物の適正処理やその課題な

どについて理解を深めてもらうことを目的に、環境保全等の講習会に対して講師の派遣をニーズに応じて行います。

(3) 廃棄物の適正処理推進・3 Rの推進に関する普及啓発

3 Rの推進を周知するために、公社ホームページを通じた情報発信等により普及啓発を図ります。

(4) 産業廃棄物に関する調査研究

早期安定化に効果的な埋立方法の確立等について、廃棄物処理の実践を通してモニタリング調査データの蓄積と評価を行っています。また、他の管理型処分場への調査等により、クリーンセンター滋賀に係る課題・対策を洗い出し、早期安定化の実践に向けた調査研究を行います。

(5) 事業の実践による知見等の蓄積および情報交換

産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全等に寄与するため、これまでのクリーンセンター滋賀の管理等に関する先進的な手法、処理等のノウハウを蓄積し、全国廃棄物処理公社等連絡協議会や国等と積極的に情報交換等を行います。

【三. 県民の生活環境の保全・改善の促進】

(1) 美化清掃に対する支援

琵琶湖湖岸、道路等の公共スペースの散乱ごみの収集、除草等の清掃活動等を行う者へ支援を行うことにより、ごみの散乱を未然に防止し、県民生活環境の向上に寄与するため、滋賀県が実施している「淡海エコフォスター制度」に合意しているボランティアグループ、自治会、事業者等に対して清掃道具等の支援を行います。

(2) 県下で実施される清掃活動に対する支援

ごみの散乱を未然に防止し、県民の生活環境の向上を図るため、県内自治体、NPO法人等の主催により県下で実施される清掃活動等に協賛し、その清掃活動等に対し財政的支援を行います。